

令和6年11月29日

組合員のみなさまへ

大阪市職員共済組合
(保健医療係：6208-7591～7593)

地方公務員等共済組合法施行規程の一部改正に伴う
「組合員証等」及び「資格確認書」等の取扱いについて

地方公務員等共済組合法施行規程の一部改正(令和6年12月2日施行予定)に伴い、組合員証及び組合員被扶養者証(以下「組合員証等」という。)の交付は令和6年12月2日(月)に終了します。

交付終了後は、医療機関等にはマイナ保険証(健康保険証の利用登録が完了しているマイナンバーカード。以下同じ。)を提示して受診することが基本となりますが、マイナンバーカード又はマイナ保険証をお持ちでない方には、新たに「資格確認書」を交付し、医療機関等の窓口で「資格確認書」を提示することにより受診等が可能となります。

つきましては、次のとおり、「組合員証等」及び「資格確認書」等に係る当組合の取扱いについてお知らせします。

記

1 組合員証等の有効期限について

組合員証等は、令和6年12月2日(月)に新規交付及び再交付を終了します。

交付日に関わらず、当組合が交付した全ての組合員証等の有効期限は令和7年12月1日(月)(交付終了から1年間)となり、有効期限までは引き続き使用することができます。

組合員証等の有効期限後の取扱い

上記の有効期限を過ぎた組合員証等については、自身で破棄いただくようお願いします。

ただし、上記の有効期限前に資格喪失となった場合は、資格喪失日の前日(退職の場合は退職日)までが有効となり、資格喪失となった組合員証等は、当組合への返納が必要です。また、紛失や盗難等で返納できないときは、「資格確認書等返納不能届」の提出が必要となります。

2 資格確認書について

マイナンバーカードやマイナ保険証をお持ちでない方には、資格確認書を交付しません。

資格確認書の詳細については、別紙2「資格確認書の詳細」をご確認ください。

(1) 資格確認書の初回発行について

当組合においては、「資格確認書（通常）」の初回発行を令和6年12月23日（月）に予定しております。

組合員資格取得届書、被扶養者申告書（認定）、再交付等を申請の方で、マイナ保険証又は組合員証等をお持ちでない方の「資格確認書（通常）」が年末年始までに届かない可能性があることを考慮し、令和6年12月2日（月）より所属所（市長部局にあっては総務事務センター。以下同じ）を通じて「資格確認書（短期）」を交付します。

なお、「資格確認書（短期）」を交付した方へは、令和6年12月23日（月）以降に所属所を通じて「資格確認書（通常）」を交付します。

また、有効期限を過ぎた「資格確認書（短期）」は、自身で破棄いただくようお願いいたします。

(2) 資格確認書の職権交付

令和6年12月1日までに組合員証等を交付した組合員及び被扶養者のうち、マイナンバーカードやマイナ保険証をお持ちでない方については、令和7年9月頃に所属所を通じて「資格確認書」を交付します（申請不要）。

詳細については、決まり次第改めてお知らせします。

3 資格情報通知書について

令和6年12月2日（月）以降に新たに加入した組合員及び被扶養者等については、当組合においてマイナンバーと健康保険情報の登録が完了した（マイナ保険証の利用が可能となった）ことの通知を目的とするため、「資格情報通知書」を交付します。

4 「資格情報のお知らせ」の送付対象となっていなかった方への「資格情報通知書」の交付について

令和6年9月28日時点でマイナンバーと健康保険情報の登録が完了していない等の理由から「資格情報のお知らせ（令和6年10月交付分）」の送付対象となっていなかった組合員及び被扶養者、並びに組合員証等を交付済である令和6年9月2日以降に加入の組合員及び被扶養者の「資格情報通知書」については、令和6年12月18日（水）より順次交付し、所属所を通じて送付します。

5 当組合ホームページの修正日

令和6年12月2日（月）

- ・トップページ>手続き・申請(<https://www.city-osaka-kyosai.or.jp/application/>)
- ・トップページ>短期給付(<https://www.city-osaka-kyosai.or.jp/tanki/>)
- ・トップページ>申請書類一覧(<https://www.city-osaka-kyosai.or.jp/sinsei/>)

※文言の修正箇所が多数あるため、同日中に順次更新を行います。更新の状況によっては修正前後の内容が混在することがあります。

6 その他

- (1) 5日以内の届出にご協力をお願いします。

資格確認書及び資格情報通知書をスムーズに交付できるよう「組合員資格取得届書」及び「被扶養者申告書」は、当該事実発生日から5日以内に届出をお願いします。

- (2) マイナンバーは正確に届出ください。

届出のマイナンバーに誤りがある場合、マイナ保険証の利用開始まで時間を要する場合がありますので、マイナンバーの記載誤りにはご注意ください。

- (3) マイナ保険証をご利用ください。

今後は、マイナ保険証を提示して受診いただくことが基本になります。

マイナ保険証は、情報提供に同意することで過去に処方されたお薬や特定健診などの情報を医師・薬剤師にスムーズに共有することができるなど様々なメリットがあります。

マイナ保険証の登録が完了されていない方は、マイナンバーカードの交付を受け、マイナ保険証の利用登録を行ってください。